

議事録

課長補佐

定刻より若干早いのですが、全員の方がお見えになりましたので、第 8 期東京地方労働審議会第 1 回家内労働部会を開催させていただきます。部会長・部会長代理が選出されるまでの間、事務局で議事の進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

本日お集まりいただきました委員の方々は、平成 27 年 11 月 1 日付けで東京地方労働審議会委員あるいは臨時委員として、東京労働局長に任命され、平成 27 年 11 月 27 日に開催されました東京地方労働審議会において、会長から家内労働部会員として指名されました。本日、委員名簿を資料 1 としてお配りしておりますのでご確認ください。

はじめに委員の出欠状況を報告いたします。本日は第 1 回の部会ですので、委員のご紹介をしながら報告をさせていただきます。名簿の順にご紹介いたします。公益代表委員として、梶原規子委員、久禮和彦委員、谷田部光一委員で、3 名全員のご出席をいただいております。家内労働者を代表する委員は、荒川聡委員、佐藤直哉委員、田代安紀委員で、3 名全員のご出席をいただいております。委託者を代表する委員は、石井敏雄委員、石川純彦委員、大石泰寿委員で、3 名全員のご出席をいただいております。

以上、委員 9 名全員ご出席されておりますので、地方労働審議会令第 8 条第 3 項で準用する同条第 1 項に定める定足数である全委員の 3 分の 2 以上または各側 3 分の 1 以上を満たしていることを報告いたします。

賃金課長

賃金課長の樺嶋と申します。よろしくお願いいたします。私ども事務局の紹介をさせていただきます。

(事務局紹介)

賃金課長

以上、よろしくお願いいたします。それでは審議に先立ちまして、労働基準部長よりご挨拶を申し上げます。

(労働基準部長挨拶)

賃金課長

このたび初めて本部会の委員をお願いした委員の方もいらっしゃい

ますので、議事の冒頭でございますが、東京地方労働審議会、また、家内労働部会の位置付け等につきまして主任賃金指導官からご説明させていただきます。

主任賃金指導官 私からご説明をさせていただきます。資料を配布しておりますが、委員名簿の次のページ、2ページをお開けいただきたいと思います。

そこに東京労働局における審議会を図示しておりますので、ご覧ください。東京労働局が所管する労働行政全般について調査・審議する機関である東京地方労働審議会には、専門的調査または討議を行う部会がご覧のとおり4つ置かれています。その中に家内労働関係のものとして、家内労働部会と最低工賃専門部会の2つがあります。

このうち最低工賃専門部会は、審議会が労働局長から最低工賃の改正について諮問を受けた場合に、その都度、設置し、具体的な最低工賃額について調査・審議を行うものでございます。

これに対して家内労働部会は、最低工賃決定に係る事項以外の家内労働に関する事項について審議するための常設の部会となっております。

本家内労働部会に係る運営につきましては、資料24ページの「東京地方労働審議会家内労働部会運営規程」のとおりとなっておりますので、ご覧いただきたいと思います。

第1条では、「部会の議事運営は厚生労働省組織令第156条の2、地方労働審議会令および東京地方労働審議会運営規程に定める」となっており、そのほかこの規程の定めによるとされております。それぞれの規程につきましては、家内労働法、同法施行規則とともに、ご覧のお手元の3から23ページまで資料として備え付けてありますので、後ほどご確認いただければと思っております。

賃金課長 議事次第に従いまして議事(1)でございますが、部会長および部会長代理の選出に入りたいと思います。

部会長選出につきましては、地方労働審議会令第6条第5項によりまして、「公益を代表する委員のうちから、委員が選挙する」となっております。また、部会長代理は部会長が指名するということになってございますが、従来から公益代表委員の中で互選をさせていただきまして、家内労働者代表委員、委託者代表委員双方から承認をいただくという形で取り計らってまいったところでございます。今回もこのような形で進めさせていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

賃金課長 ご異議なしということでございますので、本会に先立ちまして、公益代表委員による会議が行われまして、その中で部会長候補の互選、そして、この候補が部会長と決定された場合に、指名する部会長代理について取りまとめをされておりますので、谷田部委員よりご報告をお願いいたします。

谷田部委員 公益代表委員で互選し、部会長は梶原委員、部会長代理は梶原委員のご指名で久禮委員にお願いするということでまとめましたので、ご報告をいたします。

賃金課長 ただ今、谷田部委員から、部会長候補に梶原委員、部会長代理候補に久禮委員とのご報告をいただきましたが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

賃金課長 ご異議なしということですので、部会長には梶原委員、部会長代理には久禮委員と決定させていただきます。それでは、部会長から進行をお願いいたします。

部会長 前期に引き続きまして部会長を務めることになりました。よろしくをお願いいたします。各委員におかれましては、お忙しい中をお集まりいただきまして誠にありがとうございます。

 ご案内のとおり、家内労働法は家内労働に関する基準法というべきもので、家内労働者の労働条件の向上を図り、生活の安定に資することを目的として制定されております。そして、当部会はこの重要な役割を担っているところでございます。

 本日の会議の内容は、まず東京労働局管内の家内労働の概況と施策について行政よりご説明を受け、これについて各委員からご意見などを出していただき、今後の行政運営の参考にさせていただくということ、また、東京都電気機械器具製造業最低工賃改正に係る行政の判断についてご説明を受けるということになっております。

 熱心なご議論とともに、円滑な審議にご協力をどうぞよろしくお願い

いいいたします。

賃金課長 以後の議事進行につきまして部会長にお願いをいたします。よろしくお願いいいたします。

部会長 議事を進めさせていただきます。本日の会議では、「東京における家内労働の概況と対策について」、「東京都電気機械器具製造業最低工賃について」などが議題として予定されております。

はじめに、本日の会議は東京地方労働審議会運営規程第5条第1項を準用し、公開の審議となっておりますが、傍聴について事務局から報告をお願いいいたします。

課長補佐 本部会の傍聴について、平成28年3月1日から3月9日までを申込みの期間として本第3合同庁舎掲示板に公示し、併せて当局のホームページに掲載いたしました。期間中に傍聴を希望する申し出はありませんでした。

部会長 続いて議事録ですが、議事録は公開とされており、各側委員にご署名をお願いすることになっております。署名につきましては、家内労働者側は荒川委員、委託者側は石井委員をお願いをいたします。

それでは議事(2)の「東京における家内労働の概況と対策について」、事務局から説明をお願いいいたします。

賃金指導官 資料3「家内労働の現状」(全国)(東京都)、資料4「東京都における最低工賃設定状況一覧」及び資料8家内労働関係パンフレットを説明。

部会長 ありがとうございます。ただ今のご説明につきましてご質問・ご意見がありましたら、どうぞご発言をお願いいいたします。

佐藤委員 よろしいでしょうか。

部会長 はい、佐藤委員

佐藤委員 38ページの指導員による結果に関わってなのですが、ここ3年ぐらいですか、厚生労働省として家内労働対策の一環ということで、労働災害状況のヒアリングや調査をされていると思います。その中でも今

後の問題として、家内労働法の施行規則にも出ている死傷病届で、ここでは委託状況届の 26 条問題についての指導件数は出ていますが、家内労働者が労働に関わって亡くなったとか、病気になったとか、怪我をしたとかという場合には、遅滞なくそれぞれの監督署に届け出なければならないというふうに法律上はなっているわけですね。

おそらく、この届け出が極めて不十分な状況にあるのではないかと考えているのです。もともと家内労働法というのは、そういう労働安全衛生の問題から法が設立されたという経緯もあり、この辺の届け出がどうなっているのかということを引きちと掌握する、あるいは指導するということが重要ではないかと考えています。

一方で昨年、初めてのケースなのですが、私の出身の所で家内労働者の労災保険特別加入をやっており、A さんという方がその申請をしてしばらくしたら、A さんの労災申請に関して監督署から委託者はどこかという問い合わせがあったのです。A さんが、なぜそんなことを聞かれるのかと言うと、一方でこの労災事故が起きているにも関わらず、死傷病届の届け出がなくおかしいということで、その監督官の方がそれをきちんと指導したいので教えていただけないかということで問合せがあったのです。

それは別に問題がないと思ったので、当該の家内労働者に連絡先をお教えし、おそらくそれは是正されたのではないかと思うのです。しかし、それは非常に熱心なのかどうか分からないのですが、とにかくそういう届け出に着目している監督官というのは初めてだったのです。それが組織的にやっているものなのかどうかはよく分からないのですが、そういう点では非常に大事なご指摘だと思いました。

したがって、今言ったようなことも含めて、委託状況届がこれだけされていないという実態があるわけですから、おそらく、その死傷病届の状況というのはもっと蔓延しているのではないかと思います。3 人しかいない指導員なのですが、ぜひその辺を含めて、あるいは基本のそれぞれの監督署の監督官がきちんと指導できるようにしていただければと思いますので、その点をよろしくお願いしたいと思います。

部会長 ただ今のご意見について、いかがでしょうか。

賃金課長 おっしゃるように、休業 4 日以上のものにつきましては、家内労働法に基づき死傷病届をいただくことになっております。

これにつきましては、去年のちょうど今ごろなのですが、私どもか

ら署に対して指示を出しており、基本的には委託者の方から届をいただく形になるのですが、ご存知ない方については、先ほどの特別加入された場合の労災の届け出を基に私どものほうから追いかけて行くという形になっております。

私どもの指示としましては、署の労災のほうに上がってまいりますので、その内容の情報を監督部署に流し、いわゆる危険有害が絡むものであれば個別の監督、それ以外の災害につきましては、いわゆる指導員による指導という形の住み分けをし、そして報告に基づいた安全衛生対策を講じるという指示をちょうど1年前にしております。

先ほどのお話は多分、その一環の部分なのかと思っておりますが、引き続きそこにつきましては徹底してまいりたいと思っております。以上でございます。

部会長 ほかにご意見のある方は、どうぞお願いいたします。

石川委員 私もまだあまり詳しくなくて恐縮なのですが、38ページの指導員の所の委託状況届は、指導した48のうちの47で、ほとんどが出していないということですよ。委託者は東京都で言うと424あるのですが、例えば、そのような所に対して「状況届を出してください」というものをダイレクトにお送りされているのですか。

賃金課長 昨年、この部会の中でその旨のご意見・ご指示をいただきましたので、とりあえず3年遡って私どものほうで把握をしている所には全部お出ししました。本来は自主的に届け出をいただくのですが、1年に1回ということだと忘れるところもありますので、私ども局のほうから集中して、各署の委託者の方に直接お送りし、その名簿をまた各署にバックして情報を共有するという形で進めております。

石川委員 四百何十なので、リストを作ればわかるわけです。こういうものを一般的にやるよりは、もう狙い撃ちしたほうが早いのではないかとこの感じがしたものですから。

賃金課長 趣旨のもう1つは新規の把握ということで、「家内労働は具体的にはこういうものです」ということをリーフレットの中に入れさせていたという経過もございます。

石川委員 そういう意味では、毎年減っているのですが、新規で増えているというものはあるのですか。

賃金課長 今回はそういった督促で、毎年 70～80 のところが 170 ぐらいということで、それによって従来は把握していなかった所からの提出もいただいております。後ほどご説明しますが、いわゆる電気につきましては、これとは別に約 500 カ所に、事前に委託をしていますかという調査をしており、その中で新規に把握したものもございます。

 そういう意味では、新しく始めたというのか、もともと私どもで把握していたところがございますが、そういったところも引き続き押さえていくという形で考えております。

石川委員 わかりました。

部会長 ほかにご意見のある方はいらっしゃいませんか。特におられないということであれば、行政の方々には各委員の意見を踏まえ、今後の行政に活かしていただくようお願いいたします。

 引き続きまして議事(3)「東京都電気機械器具製造業最低工賃について」を事務局からご説明をお願いいたします。

賃金指導官 資料4「最低工賃新設・改正計画」、資料5「電気機械器具製造業に係る家内労働」、資料6「実態調査」及び資料7の「各種統計」を説明。

部会長 ありがとうございました。ただ今のご説明についてご質問・ご意見がありましたらどうぞよろしくお願いいたします。

佐藤委員 よろしいですか。

部会長 はい、お願いいたします。

佐藤委員 今回改正に当たってということで、労働局のほうで子細に実態調査等を踏み込んでされたということは十分に理解をしているところです。ただ、今のご説明の中にあつたように、40 ページの状況を見ても一目瞭然ですが、東京の家内労働の最低工賃については 3 業種しかなくなっていて、この間に改正がされているのは唯一、革靴製造業だけだという状況です。

41 ページで出されていますが、平成 19 年から改正をされていないということは、次の第 12 次の改正計画との関係で言いますと、10 年間改正をされなくなるということですよ。

現時点でも、先ほどの報告にあったように、最低賃金とのこの間の引上げの関係では 188 円、率で言うと 26.2% ですか、これがあと 3 年ということになっていけば、どのくらい上がるかはわかりませんが、当然、最低賃金との関係で言うと 200 円以上の開きが出て来るということで、さまざまな物価指数等々の問題や常用労働者との比較なども見っていますが、果たしてこれでいいのだろうかということがやはり大きな疑問として出されます。

見送る理由として出された対象家内労働者が減少している問題とか、適用の工程が少なくなってきたとかということがあっても、改正見送りということは、10 年間、家内労働者の最低工賃が放置をされるということだと思ふのです。そういう点では、本当にふさわしいものなのかどうなのかということはきちんと見ていかなければならないと思いますし、私の立場からすれば、電気の家内労働者を組織しているわけではありませんが、同じ家内労働者を組織している組織の代表としては、これについては賛成をしかねます。

先般、厚生労働省からも、全国的な家内労働者の最低工賃についての資料もいただきました。全国的に見ても半分以上が諮問見送りというような状況になっています。本省としても、この事態はやはり問題ではないかという意識も相当あるように伺いました。

改正の周期で言っても、11 次計画でも 6 年以上ということで、その中に半分以上のいわゆる諮問見送りが出ている状況です。そういう状況を打開する上で、いただいた資料で行きますと、次の 12 次の最低工賃の新設・改正計画の実施について、雇用均等・児童家庭局長の通達を年度内に出すということをお願いしました。

今回のこの通達では、家内労働者の最低工賃について相当踏み込んで指摘をしています。計画的な改正では、原則として 3 年をめぐりに実態を把握し、見直しを行うことということです。見直しに当たっては原則として改正の実現を目的とするということ、見直しはするのですが、当然その目標は改正なのだということを言い切っているのです。これはやはり重要な指摘だと思います。

「実態の調査についてもきちんとやりなさい。万が一、改正の見送りをする場合でも、極めて慎重にやりなさい」と言っています。これに基づけば、今回、東京労働局が電気の改正に関わって実態調査をさ

れたということは、冒頭に申し上げたように十分に了解をするものですが、やはり本省の問題意識としても、改正の実現を目標にすることにあるのだらうと思うのです。

そういった点では、10年放置をするということになる事態はやはり避けるべきだと思います。また、冒頭に部会長のほうでもありましたように、家内労働法というのは家内労働者の生活の安定・権利の向上を目指すということを目的にうたっているわけですから、その具体的な問題として、少なくとも最低工賃というものは法律上定めています。ですから、全体的な状況を見ても、やはりそれを引き上げるべきではないか、改正をすべきではないかと思います。

私の立場からすれば、先ほど申し上げたとおり、諮問見送りということについては了解しかねます。少なくとも当該の最低工賃の専門部会を招集し、そこで公労使がきちんと議論すべきものではないかと思っていますので、よろしく願いいたします。

部会長 今のご意見についていかがでしょうか。

賃金課長 今、委員が言われたように、この10年の改正見送り、10年前が最終の改正ということでございます。そういう意味では、いろいろな経済指標、最低賃金を比べまして、私どももじくじたる思いということでございます。

ただ、その中で少しご説明をさせていただきます。お配りしております資料の69ページをご覧くださいませでしょうか。

こちらの表はいわゆる今回の調査で、工賃に該当する委託者をアルファベットで示したものでございます。これだけだとイメージが浮かびづらいと思うのですが、ちなみにA、C、F、H、Iは多摩の委託者です。B、Dが大田・品川です。E、Gが葛飾の委託者の方です。その下、出していらっしゃる工程でございます。ご覧いただくように、工程が非常に偏ってしまっています。

私どもは今回の改正に当たり、先ほどもご説明申し上げましたように、従来の工程にこだわらず、工程の縛りを変え、そこで新しい工賃の設定ができないかということで検討させていただいたところです。それにつきましても先ほどご説明しましたが、40以上のいろいろな種類の工程がございまして、そこをまとめるには至らなかったのです。

確かにこれだけを見ますと、いわゆるコネクターのところ非常に多いということで、そういう意味ではここだけに絞って改正を検討す

ることも理論上は可能かとは思うのです。ただ、その場合に適用される家内労働者の方が 80 ということもございまして、限定されるところについて改正と言うよりは、先ほど申し上げましたように、工程をできるだけ見直し、より適正に工賃が設定できるところがないかということで検討させていただいたというところでございます。ただ、結果としては、そういったまとまりに分類することができなかったという状況になります。

先ほどお話がございましたように、私どもも当然、家内労働法の趣旨を踏まえて工賃の改正については検討しておりますので、いただきましたご意見につきましては私どものほうも重く受け止め、今後の工賃改正、また、さらには家内労働に関する行政の推進につきまして、そういったご意見を活かしていきたいと思っております。

今回の私どものほうの結論につきましても、併せてご理解をいただければというところでございます。以上でございます。

部会長 ありがとうございます。ほかにご意見はいかがでしょうか。

田代委員 よろしいですか。

部会長 はい。

田代委員 今回のアンケート調査の回収率を上げる努力を本当にいただいたかと思えます。どうもありがとうございます。そういった中で、私は電気関係の製造業の仲間たちにたくさん接しており、皆さんに伺っているのですが、残念ながら、家内労働に従事している委託者、労働者となかなか巡り会わないといいますが、お話を聞けないのです。

今回、9 社、83 名ですか、今年はともかくとしましても、このまま行けば 3 年後ですか、それに向けて、その方々の労働環境なりのお話を聞く場は設けられないものでしょうか。

部会長 お願いいたします。

賃金課長 直接私どもが家内労働者の方と接する機会がなかなかございませんので、実はこの調査につきましても、委託者の方を通じて調査をさせていただいております。

その一方で、これも去年の部会の中でもご意見をいただきましたが、

できるだけ家内労働者の方のご意見を吸い上げるというようにということで、今回は 9 委託者につきましては、再度私どもから家内労働者の方用の調査票をお送りし、書面にはなりますが、とにかくいろいろなご意見等を挙げていただくようお願いをさせていただいた経緯もございます。

ただ、その工程の確認といったこともございますので、私どもも直接お話が伺えるよう形も今後は検討してまいりたいと思っております。

部会長 ほかにいかがでしょうか。

荒川委員 私からもよろしいですか。

部会長 はい、お願いいたします。

荒川委員 今、田代委員からもご指摘があったところです。73 ページに家内労働者の方々の意見が書面で集まったということだと思っておりますが、この 4 番や 6 番の意見で、単価が変わっていないということが示されています。これも佐藤委員が今言われたように、10 年間改正されていないが、この方々からすると 20 年前から変わっていない部分があるというご意見があるということです。

全体から見るとあまり影響がないかもしれませんが、やはり 83 名の方がこういったお仕事に従事されているということが最低のレベルでわかっているという部分から言うと、今の世の中の最低賃金は、47 ページの改正と比較しても、やはり見直しというか諮問されていっても良いのではないかと思います。

今回は 3 年に 1 回しかこの改正の機会がないということと言うと、大変長い時間がまたそこで過ぎてしまうと思われまますので、現場でこのお仕事に従事されている方々のご意見、また、そういった方々の生活の安定を図るという観点からも、ぜひそういったところにも光を当ててご検討いただくような機会にさせていただければと思います。

部会長 よろしいですか。

賃金課長 いただきましたご意見と併せまして、最低賃金との関係で申し上げますと、今回は特にご説明は申し上げませんでした。委託者の方と家内労働者の方に、例えば 1 時間当たりでいくつぐらいの個数が出て

きるのかという形のご質問もしております。

そういった中で 1 時間当たりの最低賃金と比較をする方法もあるのですが、実はこれにはかなり開きがございます。家内労働者の方の回答では、委託者の方からいただいている回答の半分以下とか、物によっては 10 分の 1 以下しか 1 時間でできないということもございましたので、今後の調査につきましては、その辺もさらに詳しく工程などを詰めた形で、より実態がわかるように、工賃の改正にさらに活かせるような詳細な資料というかデータの収集にも努めてまいりたいと思っております。

部会長 ほかにいかがでしょうか。

石井委員 1 点だけよろしいでしょうか。

部会長 お願いいたします。

石井委員 今、家内労働者代表の委員 3 名の方がご発言になりました。家内労働法の目的と趣旨である、労働条件の改善あるいは生活の安定に資することからするとわからないわけではないのです。私も理解はしているのですが。

事務局から 27 年度の家内労働の実態調査の概要について縷々ご説明があり、とりわけ電気機械器具製造業の集計結果を伺い、局としても委託者、あるいは委託者を介して家内労働者の調査を行なっているということ、また、関係の委託者あるいは業界も含めて実態を聴取されているというお話でした。

実態調査の結果が十分に現状把握をしているかどうかを言い難い面もあるかもしれませんが、いろいろな制約の中で、局として調査をされた結果というのは、現状把握という面からはある程度かなりのレベルにあるのではないかと、説明を聞いて感じております。

また、経済指標、賃金の実態、関連資料についてもご説明をいただきました。そういう面から総合的に判断し、改正を諮問見送りにせざるを得ないというご説明があったわけです。

私は電気機械関係の協会団体の方ともお付き合いがあり、今は中小零細規模の事業者が圧倒的に多いのです。いわゆる 3 次とか 4 次の下請けの部品加工業者が大半を占めているという状況があります。特に 70 ページの委託者の意見一覧にも記載されていますが、例えば取引先

に海外シフト、安価な輸入部品との競合、少量多品種の発注形態、商品の短期サイクル化で製造が打ち切りになり仕事が激減しているという苦境に立たされています。そういう中においても、最低工賃を守るのは当然のこととしても、最低工賃を守りながら、できるだけ仕事を家内労働者に委託しているという状況も窺えると思います。

家内労働者にとっては最低工賃ということで最低限の保証はありますが、委託者にとっては、現実、発注者側からの一方的な工賃の設定で、適正な工賃をなかなか確保できていないという状況が一方にはあるということで、大変な思いをして都内で電気機械器具製造業の業種に関連する仕事をされているというふうに推測をしています。

むしろ発注者側からの適正工賃をいかに確保するかということが、やはりいわゆる委託者としての一番大きな問題になっているのではないかと思います。ですから、そういうことが実現しないと、委託者にとっても安定的な経営がなかなか維持できないであろうと感じております。

また、これは質問なのですが、委託者側あるいは家内労働者側、特に家内労働者側から電気機械の最低工賃改正の申し出が出ているのかどうかという辺りのことも、まず伺いたいところです。もし出ていないということであれば、その必要性はもちろん否定しないのですが、そういう状況も 1 つの改正諮問をするかしないかの判断材料になるのではないかと思います。

また、最低賃金法との関連で均衡という規定があります。確かに家内労働者として、労働者性は共通していると思いますが、中身の問題で、就労形態や仕事の内容、あるいは、場所的・時間的な拘束性などのいろいろな要素を考えていくと、必ずしも最低賃金が引き上げられたからそれと同様ということにはなかなかないという要素はあるのではないかという気がしております。

ですから、全体的な状況を勘案すると、今回見送ると 3 回連続して見送るということになりませんが、現状はそうであるということを前提にすると、やはり改正ありきというところには私としてはなかなか踏み込めないということで、今回の改正諮問見送りもやむを得ない判断ではないかと考えております。

部会長

ありがとうございました。今のご意見についてご説明をいただける点はありますか。

賃金課長 まず、今年度の電気の工賃でございます。委託者の方、もしくは家内労働者の方からの改正の申し出はございません。

 また、私どもも見送りの理由についていくつかご説明を申し上げましたが、最終的には総合的な判断という形でご理解をいただければと思います。以上でございます。

部会長 ありがとうございました。

石井委員 あと 1 点あります。これは個人的な見解なのですが、今後のことも含めて最低工賃のあり方については、やはり金額審議だけでなく、同時に項目、工程、規格などの辺りをワンセットで考えていかないと、実態と家内労働法の趣旨とがどんどん乖離をしていくのではないかという気がします。

 工程などのくくりを見直すということは大変なことだとは思いますが、やはりそれをしないと、なかなか。それを見直すことは大変だから、現状の条件で金額だけをとりあえず改正しようということになると、本当の意味で家内労働者の労働条件の向上などというものにつながっていくのだろうかという危惧があります。

 ですから、金額審議と同時に、そういうことも何らかの場で議論をしていかないと、委託者と家内労働者に対して適用が少し難しくなってきたのではないかという気がしています。少し抽象的な発言になってしまいました。

部会長 いかがですか。

賃金課長 ご意見がありましたように、工程等につきましては、引き続き私どもの方も、調査の方法も含めまして検討させていただき、その中で実態をよりの確に把握できるような調査に努めてまいりたいと思っております。

部会長 ありがとうございました。

佐藤委員 よろしいですか。

部会長 はい、お願いいたします。

佐藤委員

先ほど発言した中身と変わらないのですが、今、石井委員から出ましたが、今は一応、家内労働者の最低工賃については、法律上は最低賃金との考慮ということしか明記をしていないので、そこはきちんとしていただきたいと思います。

私の意見としては、最低賃金考慮ということではなく、基本は生計費原則というものと考えていますが、現行の法律上では最低賃金の均衡考慮ということが唯一の根拠だということを改めて述べておきたいということです。

また、同様に、石井委員がご指摘された最後の部分は非常に大事だと思うのです。第12次の計画に向けて、本省の雇児局長名で出される通達でも、先ほど指摘をした改正の実現を目的とすることということと併せて、なお、法定規格等が業務実態と乖離している最低工賃については、工賃額のみならず、工程・規格等についても見直しを行い、必要な改正を行うことということをお知らせして局長通達で出すということなのです。

私が先ほども申し上げましたが、ここで改正見送りを承認するかどうかということが求められているのだと思います。しかし私は、少なくとも電気に関わる最低工賃の専門部会を招集し、それで、雇児局長が言っているような、先ほど石井委員もご指摘をされたような規格・工程についての問題についても見直しを行うと。

例えば金額が上がらないなどといった問題はそこで出るかもしれませんが、やはり、これは機会を逃すと、結局、その規格・工程を見直す機会もまた3年後に引き延ばされてしまうということになると思うのです。

ですから、そういう点では、せっかくこういうことでとりあえず第11次計画では改正という計画をしたわけですから、結果として、例えば額が引き上がらないということがあったとしても、例えば工程・規格については若干の見直しを図るとか、現実には少しでも近づけるとか。

近隣の今までの電気に関わるような最低工賃で改正されたというのは非常に少ないですが、改正をした所でも、実際にはほとんどの所が1%の改正です。ごくわずかしかが上がっていないのです。そういう点も含めて、しつこいようで大変申し訳ないのですが、ご配慮いただければという意見です。

部会長

いかがでしょうか。

賃金課長 いただきましたご意見で、特に工程につきましては1年でどうこうという形にするのはなかなか難しいかと思しますので、私どもも計画的に取り組んでいながら、工程の把握、また、今お話がございましたように、工程の見直しも含めた検討を引き続き進めてまいりたいと思っております。

石川委員 よろしいですか。

部会長 はい。

石川委員 私は意見と言うよりも感想のようになってしまうのですが、70ページの委託者意見で、私は、個別には委託者の方のお話や労働者の方のご意見を直接に聞く機会もあまりなく、こういう場で知ることだけなのですが、こちらの、最低賃金の審議会の委員もやっているものですから、そういう意味では、一応、中小・零細であります。企業の方の意見は参考という形で聞く機会があります。

そういう中で、書いてある話はかなり似通っており、非常に2次・3次の下請け、また、その下もあるのですが、やはり海外で細かいところや汎用的な部分については仕事がすごく減っており、単価というか利益も減っているという話ばかりを聞いているものですから、そういう意味では、そのまた下請けをとという形でこういう家内労働をやっている方々というのも同じことがあるのだらうと思うのです。

委託者も家内労働者も減っているというのは、まさしくそんな形でずっと行っているのだらうという気がします。この問題については、実際にまだおられるのでどう考えるかということはあるのですが、ずっとやっていきたいが、今後はどうしていくかということは考えていかなければいけないのではないかと考えた次第です。

これについては事務局のほうもいろいろとお考えになった上でやられているのだらうと思うのですが、特にそれについて否定するということではないのではないかと考えた次第です。

部会長 ありがとうございました。ほかには、もうよろしいでしょうか。ご意見がございましたら。そうしますと、見送りについてはなかなかご意見がまとまっている状況ではないようですが。

賃金課長 基本的には、今いただきましたご意見につきましては、今後とも私

どもはさらに実態の把握に努め、本来のこの趣旨に沿った最低工賃の設定というものに努めてまいりたいと思っております。

ただ、その中で、今回の趣旨でございますが、私どもがこういう決定をするに至った経過につきまして、その透明性を明らかにすることで、本日のこの審議会の中でもご説明をさせていただいておりますので、重ねて、私どものほうの結論といたしますか方針についてご了解をいただければと思っております。

部会長 改正の申し出が事前がないという事実も踏まえた上で、家内労働者側の方々には了承できないという意見を維持されるということによろしいのでしょうか。

佐藤委員 いいえ。私は先ほど申し上げたように、同じ家内労働者を組織する労働組合の代表として、立場の問題もありますので、やはり今日ご提案のあった問題については是とすることがなかなかできないということです。

そのほか、皆さんの所で、事務局提案で仕方がないということであれば、それは全体の中でのご審議ということで了解をしたいと思いますが、私の立場上の問題もありますので、そこをご理解いただきたいと思えます。

田代委員 よろしいですか。

部会長 はい。

田代委員 先ほど申し上げたのですが、電気で働いている製造業の私たちの仲間の方々の中にも、家内労働をされている方を見つけようと思い、今回の部会に臨むに当たって皆さんにヒアリングをしたのですが、なかなか見つからないという中で今回に臨みました。

労働局の方で諮問調査をされ、その生の声なども聴取いただき、その結果をもって判断するしか今の時点では。私たちからすると。できれば生の声を聞いて、その現場の問題ということは先ほども申し上げたのですが、私の力ではなかなか掘り当てられなかったところもありますので、今回の労働局の調査結果に関しては、それで判断せざるを得ないのではないかと考えています。

部会長 おおよそ意見は出たかとは思いますが。

賃金課長 改正に向けての今後の対応につきましては、先ほど以来申し上げますように、私どものほうとして、今後の行政の展開の中で、間違いなくそれを活かしていきたいと思っております。

また、本日につきましては、重ねてお願いですが、私どもは最終的には労働局長の決定という形でございますので、改正についていろいろなお意見は今、縷々伺いをしましたが、最終的には私ども行政の判断にお任せいただくということでご了解をいただければと思います。

部会長 ご意見を縷々伺いましたが、改正諮問見送りについてはご了承いただけないという部分と、改正の申し出は実際はないということから、判断は東京労働局長に委ねられるといいうことです。

容易に改正を見送ることはできませんが、本最低工賃については改正の申し出がなく、また、労働局長が詳細な調査を行なった上で総合的な判断をされたので、これを尊重するという結論とさせていただきますが、いかがでしょうか。

労働基準部長 よろしいでしょうか。

部会長 はい。

労働基準部長 私どもとしまして、先ほどからちょうどいただいたご意見を踏まえまして、しっかりとした実態把握、また、それを踏まえて工程の見直しなどにつきまして、しっかりと行なってまいりたいと考えておりますので、今後もよろしくお願ひしたいと思ひます。

部会長 そうしましたら、最終的な判断は、労働局長の実態調査に基づく総合的な判断になるという形で異議なしと伺ってよろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは異議なしということで、最終的な東京労働局長の判断を尊重することといたします。

賃金課長 今いただきました内容につきましては、東京地方審議会の中で家内労働部会が議決した内容については、その都度、審議会に報告をするということでございますので、本日、見送りにつきましてはご意見としてお聞きいただいたということでございます。決定した事項につき

ましては、家内労働の部会長、また、部会長代理につきまして決定をいただいたという内容につきまして、東京地方労働審議会に報告を後日させていただきたいと思えます。

部会長 議事(4)「その他」に移りますが、事務局から何かございますでしょうか。

賃金課長 特段に予定している議事はございません。

部会長 委員の方々からはよろしいでしょうか。
本日予定いたしました議事は以上でございます。ほかに何かございますでしょうか。特にないようですので、本日の審議はこれで終了させていただきます。ありがとうございました。